

第 1 回骨子案に対する意見

第 1 4 つの基本方針に対する修正意見

基本方針 について

【結論】・「ふさわしい処遇を保障すること」を「ふさわしい処遇を権利として保障すること」にすべきである。

・同様に括弧内の（尊厳にふさわしい処遇を保障すること）についても、（尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること）とすべきである。

[理由] 基本法前文は、従来、犯罪被害者等の権利が尊重されてきたとは言い難かったとの反省にたち、犯罪被害者等の権利利益が保護される社会の実現に向けて、新たな一步を踏み出さなければならないものとしている。また、第3条も権利性を明確に定めている。そこで、犯罪被害者等は恩恵として処遇を受けるのではなく、権利に基づくものであることを明確にすべく、「権利として」との文言を挿入すべきである。

基本方針 について

【結論】・「その他の事情に応じて適切に講ずること」を「その他の事情に応じ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講ずること」とすべきである。

・同様に括弧内の（個々の事情に応じて適切に行われること）についても、（個々の事情に応じ、犯罪被害者等の視点に立って適切に行われること）とすべきである。

[理由] 基本法前文は、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等に声に耳を傾けなければならないとした上で、被害者等の視点に立った施策を講じるものとしている。そこで、基本理念としても、このことを明確にすべく、「被害者の視点に立った」との文言を入れるべきである。

第2 5つの重点課題に対する修正意見

重点課題 について

【結論】「損害回復・経済的支援」を「損害回復・経済的支援等」とすべきである。

[理由] 基本法は、経済的支援だけでなく、居住の安定、雇用の確保も含むものとされているので、その趣旨を明らかにするために「等」を挿入すべきである。